

様式 1

住宅を活用して旅館業を行おうとする方へ（御案内）

住宅等の既存建築物を用途変更して旅館業の施設として活用する場合、用途変更する床面積の合計が 200m^2 を超えるものは、用途変更後の建築基準関係規定への適合を確認するため建築確認手続きが必要となります。また、用途変更する床面積の合計が 200m^2 以下のものは、建築確認手続きは不要となりますが、用途変更後の建築基準関係規定への適合は必要となります。

ついては、旅館業の営業許可申請を行う前に、民間の建築士等に相談し、建築基準法上の基準に適合させるために改修が必要かどうか等の助言を受け、必要な措置を講じてください。

用途変更した場合は、建築基準関係規定への適合を確認するため、以下の書類を旅館業の許可申請時に提出してください。

① 用途変更する床面積の合計が 200m^2 を超える場合

- ・用途変更に係る確認済証

② 用途変更する床面積の合計が 200m^2 以下の場合

- ・建築基準関係規定に適合している旨の建築士による証明書